

雇用関係助成金のお知らせ

ご案内 雇用調整助成金「コロナ特例」と「通常制度」の違い

現行の「通常制度」を理解しておきましょう

コロナ禍では多くの企業が休業を余儀なくされましたが、休業させた労働者に対する休業手当への支援として、雇用調整助成金の「コロナ特例」がありました。この特例は令和5年3月31日をもって終了しており、現在は「通常制度」に戻り、コロナ特例を申請した企業は、最後の利用から1年間のクーリング期間を経ないと、再び申請することができない状況となっています。コロナ特例の終了から間もなく1年が経過しますが、**コロナ特例と現行の通常制度との主な違いは次のとおり**ですので、今後、再び休業を余儀なくされる事態に備え、再確認をお願いいたします。

コロナ特例と通常制度の主な相違点

主な相違点	コロナ特例 (令和5年3月31日で終了)	通常制度 (現行)
計画届	不要	必要
留意点	判定基礎期間（賃金計算期間）ごとに、 休業実施日の初日の前日までに「計画届」を提出する必要があります 。事前に計画届が提出されなかった場合は休業を実施しても助成対象とはなりません。	
生産指標比較	直近1か月と過去の任意の月	直近3か月と前年同期
留意点	直近3か月間の売上高などの生産指標が、 前年同期と比較して10%以上低下していることが要件 となります。コロナ禍前との比較を行うことはできません。	
残業相殺	行わない	行う
留意点	休業を実施した労働者が時間外労働を行った場合は、 休業日数から残業分を差し引いた日数が助成対象 となります。 休業を実施しなかった労働者の時間外労働は差し引き不要です。	
支給額算定	平均賃金方式又は実費方式	実費方式
留意点	実際に支払った休業手当額に基づき、 支給額を算定 します。労働保険料に基づく支給額算定方法は令和5年12月をもって廃止されました。 休業手当の支払率を100%とする場合であっても、 賃金台帳等において、通常の賃金額と休業手当額を明確に区分して表示してください 。また、休業手当額の具体的な算定過程がわかる書類を整備し、ハローワーク等の求めに応じて提出できるようにしておきましょう。	

※他にも相違点があります。「雇用調整助成金ガイドブック」（厚生労働省HPに掲載）等でご確認ください。

自社の状況と活用ステップをチェック

コロナ特例を活用していた企業の皆様にとっては、支給要件や事務手続きが通常制度へ戻り、申請のハードルが高くなったように感じられることと思います。次のとおり活用ステップを整理しましたので、通常制度の要件と手続きの流れを確認しておきましょう。

【ステップ1】主な支給要件の確認と「計画届」の提出

<input type="checkbox"/>	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者の雇用維持を目的とした休業を予定している
<input type="checkbox"/>	最後に雇用調整助成金を受給したときから1年以上経過している
<input type="checkbox"/>	直近3か月の売上が前年同期と比較して10%以上低下している
<input type="checkbox"/>	直近3か月の労働者数（派遣含む）が前年同期と比較して一定以上増加していない

⇒労働者の代表を選任し、労使間で「休業協定」を締結のうえ、休業実施日の初日の前日までに、添付書類を添えて「計画届」を提出してください。

【ステップ2】休業実施と休業手当支給

<input type="checkbox"/>	休業協定と計画届に沿った内容で、休業を実施し休業手当を支給した
<input type="checkbox"/>	対象労働者全員の所定労働延日数に占める休業実施日の延日数が一定割合以上だった

⇒事前に計画していない日に実施した休業は助成対象となりません。

支給した休業手当額と通常の賃金額は明確に区分して賃金台帳等に表示してください。

【ステップ3】支給申請

<input type="checkbox"/>	休業を実施した対象労働者のうち、時間外労働を行った方がいた場合は、その労働者が行った時間外労働の時間数を記載し、残業相殺を行ってください
<input type="checkbox"/>	出勤簿や賃金台帳等、休業日・時間と休業手当額等を確認できる書類を用意した

⇒判定基礎期間（賃金計算期間）の末日の翌日から2か月以内に、添付書類を添えて「支給申請書」を提出してください。

電子申請で簡単・便利に書類提出

令和5年12月18日から「雇用関係助成金ポータル」からの雇用調整助成金申請が可能となりました。これに伴い、従来の「雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム」が令和6年1月末をもって終了しています。

現在、雇用調整助成金を活用中の企業においても、これから計画届を提出する判定基礎期間の分から電子申請に切り替えることもできます。

令和6年2月20日 ハローワーク米沢発行

メール配信登録も好評受付中

米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

令和6年4月1日からは、

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します

4階に設置しておりました

「雇用調整助成金コーナー」は令和6年3月末をもって閉鎖いたします